



医療費が高額になるときは限度額適用認定証 8月から自己負担限度額が変わります

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

1カ月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。限度額は所得区分によって異なるため、あらかじめ認定証の交付を申請してください。

医療費が高額になるときは 限度額適用認定証の申請を

限度額適用認定証を病院に提示すると、窓口での負担は限度額までになります。

① 国民健康保険の人

■新規申請
事前に健康・保険課または西部支所に申請してください。

■更新

有効期限は7月31日です。引き続き必要な人は、8月中に申請してください。

■必要書類

国民健康保険証、印鑑、マイナンバーの分かるもの、認定証(既に交付を受けた人のみ)、委任状(代理人が申請する場合)

※国民健康保険税の滞納がある世帯には、認定証が交付されない場合があります。

② 後期高齢者医療保険の人

■新規申請

住民税非課税世帯と現役並みⅡの人は、認定証を発行しますので、健康・保険課または西部支所に申請してください。

■更新

有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き当てる人は、保険証と一緒に新しい認定証(黄色)を送ります。

■必要書類

後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーの分かるもの、印鑑

70歳から74歳の人へ 高齢受給者証を送ります

国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日です。7月下旬に今年度の高齢受給者証(白色)を送ります。8月1日以降、新しい高齢受給者証をお使いください。



後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 新しい保険証を送ります

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

現在お持ちの保険証(水色)の有効期限は7月31日です。新しい保険証(黄色)を7月中に簡易書留で送りますので、8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。

一部負担金の割合は所得で判定

新しい保険証に記載してある一部負担金の割合(窓口負担)は、平成29年中の所得で判定しています。

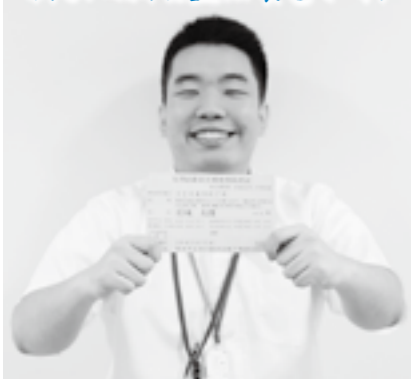
■負担割合

- ① 同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯 3割
- ② ①に当てはまらない世帯の被保険者 1割

保険料が決まりました

平成30年度の保険料が決まりましたので、7月中に保険料額決定通知書などを送ります。

新しい保険証は黄色です!



お得な歯科検診で美しい歯と健康を

この機会にぜひ受けてみませんか。

- 期間 平成31年2月末まで
- 場所 委託医療機関(要予約)
- 対象者 後期高齢者医療制度加入者
- 内容 歯と歯周の検診、健診結果の説明、歯科保健指導など
- 申込方法 健康・保険課または西部支所に保険証を持参し、受診券を受け取りに来てください。
- 費用 400円(町負担額: 3,500円)



虫歯を予防し健康な歯に

フッ化物洗口が始まりました

フッ化物洗口とは、フッ化物の水溶液でうがいする虫歯予防の方法です。フッ化物が歯を強くし、口内環境を改善する効果があります。

町内の保育園・幼稚園、小中学校で開始

今年も、むし歯予防事業の一つとして、町内の保育園・幼稚園、小中学校でフッ化物洗口を順次開始しています。

この事業は、平成26年から開始し、今年で5年目となりました。5月8日から菊陽西小学校でフッ化物洗口が開始され、毎週保護者の協力を得て、各教室に洗口液の配布・回収を行っています。

フッ素は自然界に広く存在します。フッ化物洗口に対する誤解の多くは、フッ素の量や使用濃度に対するものと言われています。斑状歯や急性中毒などの不安を抱いている人もいますが、指示された量や濃度を守って使用すればフッ化物は安全で効果的な虫歯予防になります。

新入生も、先生の合図に合わせて上手にうがいで



フッ化物の水溶液を準備する保護者



1年生のフッ化物洗口の様子

いました。今年もフッ化物洗口で虫歯を予防し、虫歯ゼロを目指しましょう。

■問い合わせ

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

8月から70歳以上の人の自己負担限度額(月額)が変わります

70歳以上

※低所得者Ⅰ・Ⅱの人は変わりません。

負担割合	所得区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)
		7月まで	8月から	
3割	現役並み	57,600円		80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の限度額44,400円)
	住民税課税所得	690万円以上(現役並みⅢ)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降の限度額140,100円)	57,600円
		380万円以上(現役並みⅡ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降の限度額93,000円)	
	145万円以上(現役並みⅠ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の限度額44,400円)		
1割	一般	7月まで	14,000円(年間上限14.4万円)	24,600円
		8月から	18,000円(年間上限14.4万円)	
	低所得者Ⅱ	8,000円		15,000円
	低所得者Ⅰ			

70歳未満

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降
901万円を超える	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円